

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【四半期会計期間】	第84期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	古林紙工株式会社
【英訳名】	FURUBAYASHI SHIKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 古林敬碩
【本店の所在の場所】	大阪市中央区大手通三丁目1番12号
【電話番号】	06(6941)8561（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役国内グループ統括経理部長 宮崎明雄
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区大手通三丁目1番12号
【電話番号】	06(6941)8561（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役国内グループ統括経理部長 宮崎明雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第83期 第1四半期連結 累計期間	第84期 第1四半期連結 累計期間	第83期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高(百万円)	3,980	4,132	15,959
経常利益(百万円)	89	128	399
四半期(当期)純利益(百万円)	48	139	198
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	183	475	861
純資産額(百万円)	4,815	5,819	5,380
総資産額(百万円)	15,031	15,751	15,140
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	3.18	9.51	13.15
自己資本比率(%)	26.6	30.9	29.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新政権による金融緩和をはじめとする経済政策への期待感から、円安や株高傾向に推移し景気回復の兆しが見受けられるものの、消費全般の基調は長引く欧州債務危機や電気料金の値上げ、輸入品価格の値上がりによる原材料価格の上昇など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループにおきましては「包装を通じて社会に奉仕します」の社是に則り、当社グループ体でお客様の環境に則した事業活動を推進するとともに、確実な品質の造り込みを進めてまいりました。

その結果、売上高は4,132百万円(対前年同期比3.8%増)、営業利益は148百万円(対前年同期比4.7%増)、経常利益は128百万円(対前年同期比44.5%増)、四半期純利益は139百万円(対前年同期比187.3%増)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

当社および国内連結子会社においては、受注競争が激化する中でも、お客様の環境に則した事業活動を推進し、確実な品質の造り込みに取り組むと同時にコスト削減も継続的に進めてまいりました。その結果、売上高は3,113百万円となり、セグメント利益は106百万円となりました。

中国

当社グループにおいては、中国経済の成長率が鈍化していく中、受注拡大活動を継続的に取り組むことでコスト上昇の吸収に努めてまいりました。その結果、セグメント間の売上高を含め売上高は1,136百万円となり、セグメント利益は80百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

当社は、平成23年6月29日開催の第81回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しておりますが、その有効期限は、平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期的な経営改善の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に取り組んでおります。以下に掲げる取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

(企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み)

当社の経営の基本方針

当社は「私たちは、包装を通じて社会に奉仕します。優秀な製品・確実な納品・適正な価格」の社是の下で、各界を代表するお客様にご愛顧を賜りながら創業の昭和9年から70年余、今日まで発展し続けています。洗剤、菓子、食品、日用品といった生活物資について、店頭での顔となるパッケージの製造・販売を主力事業としています。包装業界の中では初めて印刷・打抜・貼りの一貫加工を開始し、昭和30年代には、日本初の自動打抜機の導入に続き、印刷と打抜を1台で加工できるグラビア輪転印刷打抜機「ポブストチャンプレン」を導入し、紙器分野で規格大量生産の礎を築きました。板紙紙器の先進地域であるヨーロッパを中心に、今日も継続して、先進的な技術情報の取得と活用につとめております。この外にも、日本初の革新的な各種設備機器の開発・導入により、特殊印刷業界という全く新しい業界分野を開拓してまいりました。容器の業界におきましても、PET樹脂の食品容器への活用をはじめ、今日も、素材およびその用途開発における開拓者として事業を展開しております。

海外展開に関しましては昭和63年の台湾を皮切りに、平成4年以降、上海に3社を展開しております。洗剤カートン、薬品カートン、牛乳カートン等の受注・製造を中心に、経済発展目覚ましいアジア地域で事業を展開しております。国内では、大阪、横浜、兵庫の主力3工場におきまして、平成8年から11年の間に、各工場でT P M (日本プラントメンテナンス協会が提唱する改善活動で"災害ゼロ・不良ゼロ・故障ゼロ"などあらゆるロスを未然防止する仕組み)に取組み優秀賞を受賞しております。これはバブル崩壊以降低迷してきた国内市場にコストダウンで打撃つ行動変革に取り組んだ所産です。同じく平成11年にはI S O 9 0 0 1を認証取得し、その後も継続して、お客様満足の最大化に向けた経営の仕組みづくりとその改善に取り組んでおります。また、環境問題に関しましては、当社が使用する主原料は古紙をリサイクルした白板紙である上に、加工設備の改造または新規導入時にはCO2排出量の削減を考慮した環境対応を進めており、平成16年にはI S O 1 4 0 0 1を認証取得いたしました。これは、社内で発生する環境負荷のみならず、当社が提供する商品自体が持つ環境負荷の低減に関しましては、環境対応型パッケージとして紙器構造の省資源化提案等を通じて取り組んできた活動の結果です。

昭和37年に大阪証券取引所(現東京証券取引所)市場第2部に上場し、その7年後、当社は前述の社是を制定しました。これを実践するべくお客様のニーズを汲み取り何処にも出来ないようなものを開発し、お約束したことは必ず守るという信念で事業活動に取り組んでおります。単に利益を求めのみではなく、「包装を通じて社会に奉仕する」ことを愚直に追い求め、先進的な取組みにより包装分野を開拓し続け消費文化に貢献する事業会社として今後も邁進してまいります。

中長期的な企業価値向上のための取組み

ア．技術開発力の強化

板紙紙器の製造設備や加工方法に関する当社固有技術ならびに開発力、海外での技術情報、樹脂と板紙の融合技術、包装機械の設計・開発力を駆使し、ニーズに即応した新製品および競合他社と差別化した高品質かつ高機能、低コストの製品をすばやく提供してまいります。

イ．営業体制の強化

お客様のニーズを的確に把握するため、営業組織体制をお客様の市場別に編成しております。さらに、個々の営業部員のスキルアップ、セールスエンジニア化への取組みを進めてまいります。これをサポートするべく、ITを活用してお客様ごとまたは製品ごとのご要望をデータベース化し、その後方支援部隊との連携をとり、迅速かつ適切な対応を徹底します。

ウ．戦略分野の開拓

板紙紙器や紙器と容器との複合パッケージにおけるニッチ分野への特化を進め、当社の強みに合致した成長の基盤を拡充してまいります。

エ．生産能力の拡大

生産面での瞬発力を高めるべく、相互扶助的な協力先のネットワークを拡充して、供給能力の強化を図ってまいります。

オ．コーポレート・ガバナンス体制の強化

コーポレート・ガバナンス体制を強化し、常に効率的で健全な経営を行い、顧客や株主のみならず社会全体から高い信頼性を得よう取り組んでまいりました。また、独立性の高い社外監査役2名を株式会社大阪証券取引所(現株式会社東京証券取引所)により義務付けられている独立役員として選任しており、経営に対する監視機能の強化を図っております。

社内管理体制においても、コンプライアンス委員会、内部監査室を設置し、内部統制機能・監査機能を強化するとともに、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに業務執行の明確化を目的として執行役員制度を導入しております。また、取締役の任期を1年と定め株主のみなさまからの信任を得られるようつとめております。

本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

ア．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則」を充足しています。また、平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

イ．株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランの継続は、株主のみなさまのご承認を条件としており、株主のみなさまのご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ウ．株主意思を反映するものであること

本プランは、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主のみなさまのご意向が反映されます。

エ．独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

オ．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、45百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,768,203	17,768,203	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	17,768,203	17,768,203	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	-	17,768	-	2,151	-	1,381

(注) 当社は、平成25年6月27日開催の定時株主総会の決議をもって、平成25年7月31日付で資本準備金を1,000百万円減少し、その他資本剰余金に振替えております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,313,000	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 11,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,368,000	14,368	-
単元未満株式	普通株式 76,203	-	-
発行済株式総数	17,768,203	-	-
総株主の議決権	-	14,368	-

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 古林紙工株式会社	大阪市中央区大手 通3-1-12	3,313,000	-	3,313,000	18.65
(相互保有株式) 金剛運送株式会社	横浜市戸塚区上矢 部町2040-3	11,000	-	11,000	0.06
計	-	3,324,000	-	3,324,000	18.71

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ネクサス監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,032	1,094
受取手形及び売掛金	4,632	4,614
商品及び製品	853	733
仕掛品	269	307
原材料及び貯蔵品	292	397
その他	406	560
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	7,482	7,702
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	1,872	1,871
土地	1,689	1,689
その他(純額)	1,296	1,316
有形固定資産合計	4,856	4,875
無形固定資産		
	93	97
投資その他の資産		
投資有価証券	1,874	2,333
その他	833	742
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	2,704	3,072
固定資産合計	7,654	8,045
繰延資産		
社債発行費	4	3
繰延資産合計	4	3
資産合計	15,140	15,751

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,504	3,572
短期借入金	1,720	1,940
1年内返済予定の長期借入金	805	780
1年内償還予定の社債	300	300
未払法人税等	38	23
賞与引当金	112	34
その他	811	939
流動負債合計	7,291	7,588
固定負債		
社債	400	400
長期借入金	1,463	1,368
退職給付引当金	475	458
役員退職慰労引当金	97	-
資産除去債務	3	3
その他	31	115
固定負債合計	2,469	2,344
負債合計	9,760	9,932
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,151	2,151
資本剰余金	1,383	1,383
利益剰余金	1,059	1,162
自己株式	388	388
株主資本合計	4,205	4,308
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	246	340
為替換算調整勘定	70	219
その他の包括利益累計額合計	316	560
少数株主持分	858	951
純資産合計	5,380	5,819
負債純資産合計	15,140	15,751

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
売上高	3,980	4,132
売上原価	3,290	3,426
売上総利益	691	706
販売費及び一般管理費	549	558
営業利益	141	148
営業外収益		
受取利息	1	3
受取配当金	2	17
その他	7	13
営業外収益合計	10	32
営業外費用		
支払利息	17	16
その他	45	36
営業外費用合計	62	52
経常利益	89	128
特別利益		
退職給付信託一部返還に伴う影響額	-	101
特別利益合計	-	101
税金等調整前四半期純利益	89	229
法人税等	28	74
少数株主損益調整前四半期純利益	60	155
少数株主利益	12	16
四半期純利益	48	139

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	60	155
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16	95
為替換算調整勘定	139	226
その他の包括利益合計	122	320
四半期包括利益	183	475
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	124	383
少数株主に係る四半期包括利益	58	93

【注記事項】

(追加情報)

(役員退職慰労引当金)

当社および一部の連結子会社は、各社の定時株主総会で取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について決議されました。

これに伴い、各社の定時株主総会終結の時までの期間に対応する役員退職慰労引当金相当額98百万円の全額を取り崩し、流動負債の「その他」に11百万円、固定負債の「その他」に87百万円計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	62百万円	68百万円
支払手形	73	37

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	127百万円	118百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	37	2.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	36	2.50	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	中国	合計
売上高			
(1) 外部顧客への売上高	3,209	771	3,980
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	161	161
計	3,209	932	4,141
セグメント利益	109	71	180

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	180
セグメント間取引消去	11
その他の調整額	50
四半期連結損益計算書の営業利益	141

(注) その他の調整額は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	中国	合計
売上高			
(1) 外部顧客への売上高	3,113	1,019	4,132
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	117	117
計	3,113	1,136	4,249
セグメント利益	106	80	186

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	186
セグメント間取引消去	14
その他の調整額	52
四半期連結損益計算書の営業利益	148

(注) その他の調整額は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	3円18銭	9円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	48	139
普通株主に帰属しない金額(百万円)	2	1
(うち従業員奨励及び福利基金への振替額) (百万円)	(2)	(1)
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	47	137
普通株式の期中平均株式数(千株)	14,655	14,454

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

資本準備金の減少について

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催の第83回定時株主総会に、資本準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会にて承認可決され、平成25年7月31日に効力が発生しております。

1) 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する準備金の項目およびその額

資本準備金 1,000百万円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 1,000百万円

2) 資本準備金の減少に関する日程

取締役会決議日 平成25年5月15日

株主総会決議日 平成25年6月27日

債権者異議申述公告 平成25年6月28日

債権者異議申述最終期日 平成25年7月30日

効力発生日 平成25年7月31日

3) その他

資本準備金の減少は、純資産の部における資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替であり、当社の純資産の額に変動はなく、また業績に与える影響はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 7日

古林紙工株式会社
取締役会 御中

ネクサス監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 栄喜
代表社員 業務執行社員	公認会計士	原田 充啓
代表社員 業務執行社員	公認会計士	市村 和雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている古林紙工株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。